

大阪地域森林計画の変更について

地域森林計画と今回の変更概要について

1 地域森林計画について

森林・林業基本計画に示された目標等を実現するため、森林法第5条に基づき、都道府県知事が、全国森林計画に即し、森林計画区内の民有林について、5年ごとに樹立する10年を1期とする計画。(市町村が樹立する市町村森林整備計画の規範となる計画)

[地域森林計画において掲げる事項] (森林法第5条)

- 対象とする森林の区域
- 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐を除くもの)
- 造林面積その他造林に関する事項
- 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- 公益的機能別施業森林の区域の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
- 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
- 森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項
- 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
- 保安林の整備、保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

2 計画期間

平成22年4月1日から平成32年3月31日

3 今回の変更の内容

森林区域の減少に関すること

- ・林地開発の完了に伴い森林区域が231ha減少する。

森林面積	55,081→54,850ha
------	-----------------

大阪地域森林計画変更の概要

1 森林区域の減少に関すること (計画書 P10)

○林地開発の完了に伴い森林区域が減少となったことによるもの。

変更項目	変更内容	変更前																
<p>II 計画事項 1 対象とする森林の区域</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">総数</td> <td style="text-align: center;">54,850 ha</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更市</td> <td style="text-align: center;">1,692 ha</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町</td> <td style="text-align: center;">3,421 ha</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">村</td> <td></td> </tr> </table>	総数	54,850 ha	変更市	1,692 ha	町	3,421 ha	村		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">総数</td> <td style="text-align: center;">55,081 ha</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更市</td> <td style="text-align: center;">1,821 ha</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町</td> <td style="text-align: center;">3,523 ha</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">村</td> <td></td> </tr> </table>	総数	55,081 ha	変更市	1,821 ha	町	3,523 ha	村	
総数	54,850 ha																	
変更市	1,692 ha																	
町	3,421 ha																	
村																		
総数	55,081 ha																	
変更市	1,821 ha																	
町	3,523 ha																	
村																		

・森林区域減少の概要

所在	目的	面積 (ha)	図面
阪南市 桃の木台	住宅地の造成	129	区域図①
岬町 多奈川東畑	公園用地の造成	102	区域図②
計		231	

変更の理由

森林法第5条第5項の規定に基づき、地域森林計画に定める次に掲げる事項について変更する。

変更する計画事項

- 1 Ⅱ 計画事項の『第1 計画の対象とする森林の区域』
林地開発行為の完了に伴い、計画対象森林面積を変更する。

なお、上記以外の事項については、従前の計画書のとおりである。

大阪地域森林計画書 (変 更)

(大阪森林計画区)

計画期間

自 平成22年 4月 1日

至 平成32年 3月31日

第1回変更平成23年3月29日作成

第2回変更平成23年12月27日作成

第3回変更平成25年3月22日作成

第4回変更平成26年 月 日作成

大 阪 府

目 次

Ⅱ 計画事項	9
第1 計画の対象とする森林の区域.....	10

II 計画事項

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

区分	面積		
総数	54,850	単位 : ha	
豊中市	2	河内長野市	7,314
池田市	545	松原市	-
箕面市	2,181	羽曳野市	247
豊能町	2,189	藤井寺市	-
能勢町	7,673	大阪狭山市	-
吹田市	2	太子町	515
高槻市	4,483	河南町	1,214
茨木市	2,765	千早赤阪村	2,928
摂津市	-	堺市	400
島本町	971	岸和田市	1,859
守口市	-	泉大津市	-
枚方市	456	貝塚市	1,768
八尾市	482	泉佐野市	1,980
寝屋川市	9	和泉市	3,062
大東市	282	高石市	0
柏原市	720	泉南市	2,229
門真市	-	阪南市	1,692
東大阪市	1,009	忠岡町	-
四條畷市	744	熊取町	497
交野市	961	田尻町	-
大阪市	0	岬町	3,421
富田林市	250		

注 1

大阪地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

注 2

本計画の対象森林は、森林法第 10 条の 2 に基づく林地開発行為の許可制、同法第 10 条の 7 の 2 に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出及び同法第 10 条の 8 に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。

注 3

森林計画図の縦覧場所

(全 域)

大阪市住之江区南港北 1-14-16 咲洲庁舎 22 階
大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室みどり推進課

(吹田市、茨木市、高槻市、摂津市、島本町、箕面市、池田市、
豊中市、能勢町、豊能町)

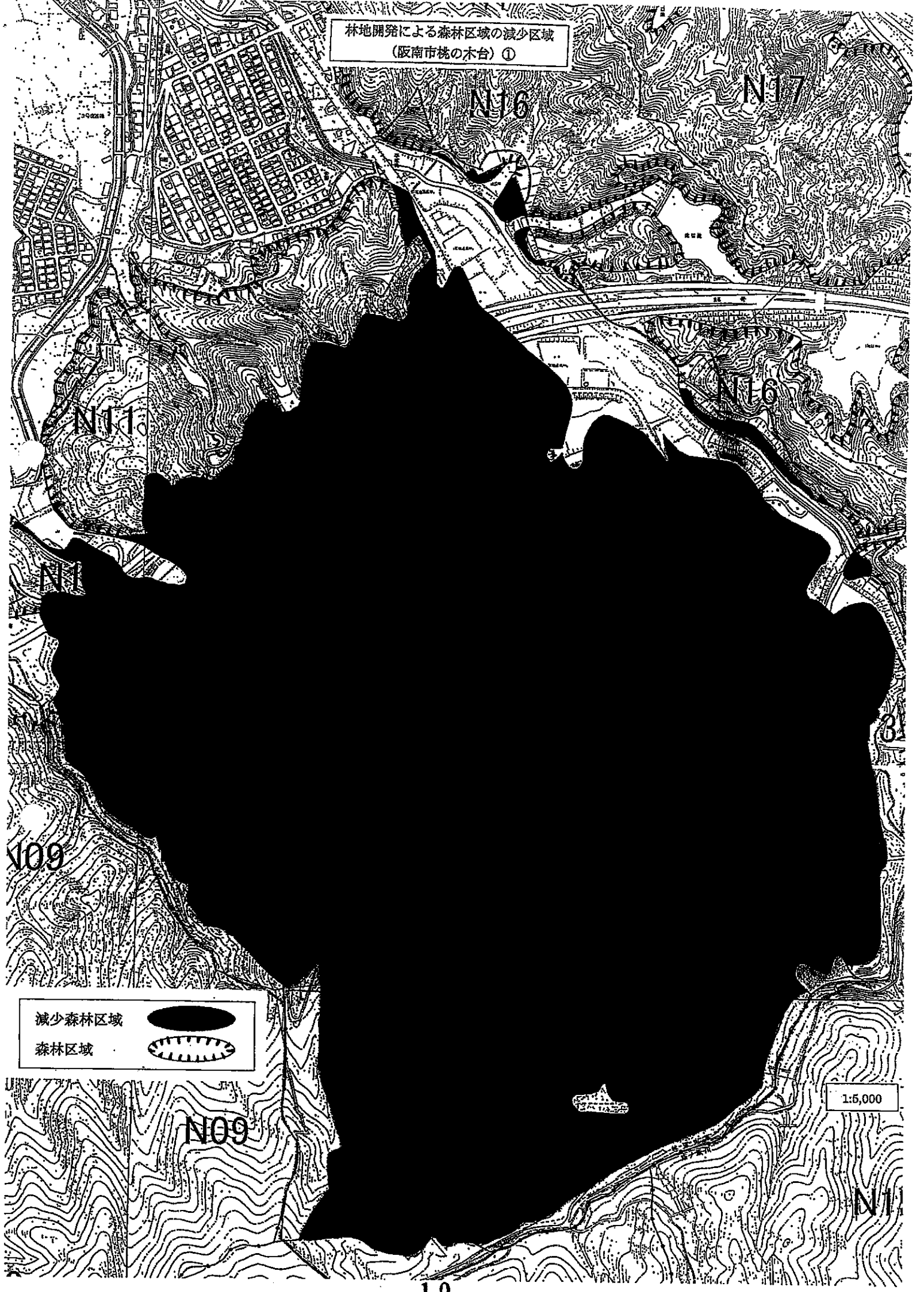
茨木市中穂積 1 丁目-3-43 (大阪府三島府民センタービル内)
大阪府北部農と緑の総合事務所

(枚方市、交野市、四條畷市、大東市、寝屋川市、守口市、
門真市、東大阪市、八尾市、柏原市、大阪市)
八尾市荘内町 2 丁目 1-36 (大阪府中河内府民センタービル内)
大阪府中部農と緑の総合事務所

(松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市、
太子町、河南町、千早赤阪村、河内長野市)
富田林市寿町 2 丁目 6-1 (大阪府南河内府民センタービル内)
大阪府南河内農と緑の総合事務所

(和泉市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、
貝塚市、泉佐野市、泉南市、熊取町、田尻町、阪南市、
岬町)
岸和田市野田町 3 丁目 13-2 (大阪府泉南府民センタービル内)
大阪府泉州農と緑の総合事務所

林地開発による森林区域の減少区域
(阪南市桃の木台) ①



減少森林区域
森林区域

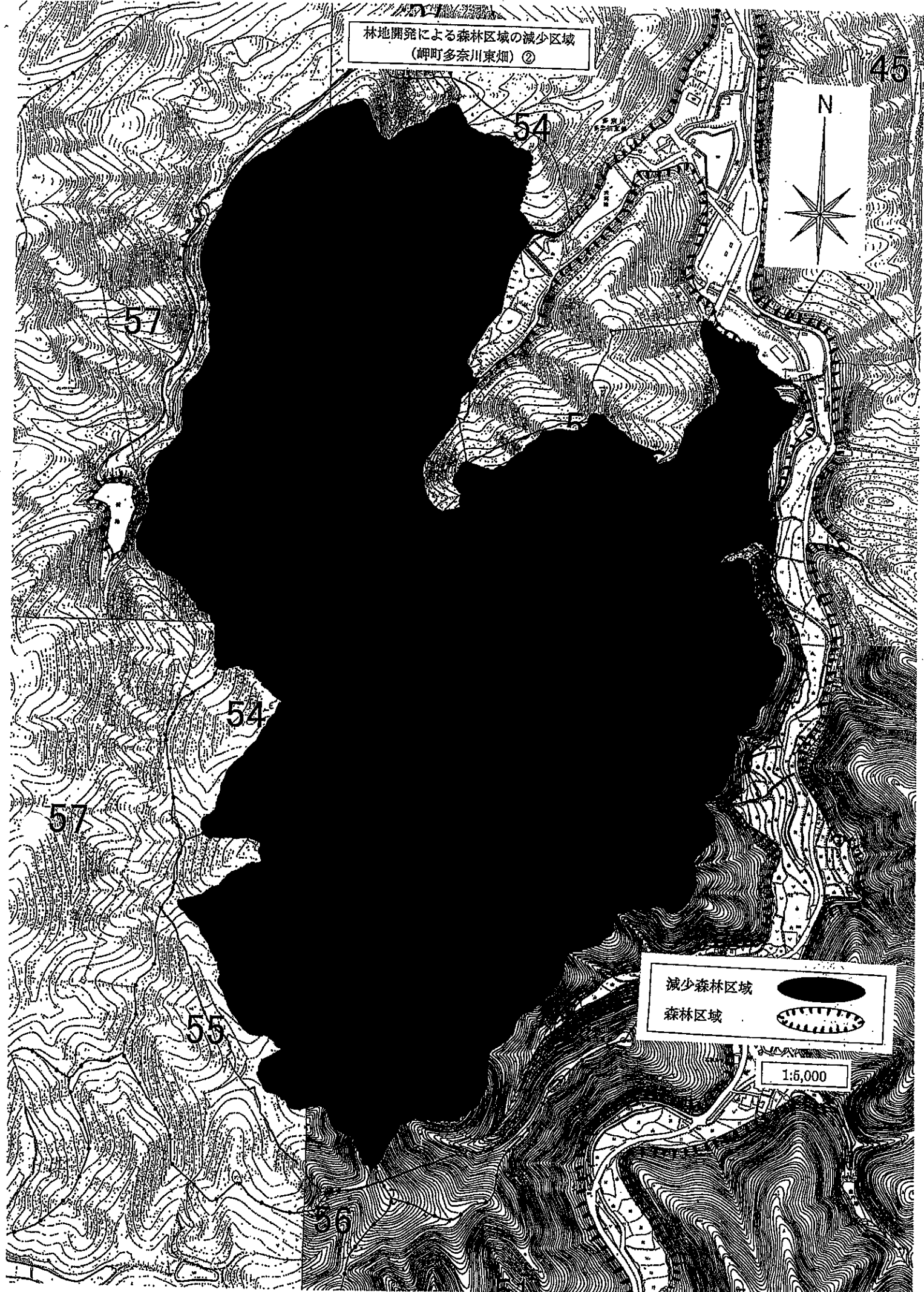
1:5,000

○阪南市桃の木台地区（阪南丘陵新住宅市街地開発事業）

開発の概要

行為者	住所	大阪府中央区大手前2丁目		
	氏名	大阪府		
行為地の所在場所		阪南市桃の木台8丁目7-2ほか		
開発の目的		住宅地の造成（阪南丘陵新住宅市街地開発事業）		
開発行為の面積 (ha)	係る森林面積			129.5148
	しようとする森林面積			158.1849
	事業区域面積			170.6809
森林面積の用途別内訳	開発後の用途		面積 (ha)	百分率 (%)
	残置森林		28.67	18.1
	回復緑地		17.78	11.2
	公園		5.21	3.3
	住宅地・道路等		106.52	67.4
		計	158.18	100.0
林地開発基準	・災害防止	(1) 災害防止：切土勾配は1:1.0から1.8で厚層基材吹付、盛土勾配は1:1.8で種子吹付による法面保護工が施工されている。		
	・水害防止	(2) 水害防止：適正な排水施設が施工されている。		
	・水の確保	(3) 水の確保：水質汚濁防止のため沈砂池が設置された。		
	・環境保全	(4) 環境の保全：基準20%を上回る29.3%の残置森林及び回復緑地が確保された。		
		以上より、林地開発基準を満たす防災措置等が講じられていることから、適正である。		
関係法令		都市計画法・新住宅市街地開発法・宅地造成等規制法・採石法		
備考	協議同意日：昭和62年4月20日（土石の採取）			
	変更協議同意日：平成5年3月15日（住宅地の造成）			
	工事完了日：平成24年3月27日			
	完了確認日：平成25年6月28日			

林地開発による森林区域の減少区域
(岬町多奈川東畑) ②



減少森林区域	
森林区域	

1:5,000

○岬町多奈川東畑地区（岬町多奈川地区多目的公園整備事業）

開発の概要

行為者	住所	大阪府中央区大手前2丁目		
	氏名	大阪府		
行為地の所在場所		泉南郡岬町多奈川東畑342番3ほか		
開発の目的		多目的公園の造成		
開発行為の面積 (ha)	係る森林面積			102.3300
	しようとする森林面積			126.9925
	事業区域面積			128.4625
森林面積の用途別内訳	開発後の用途	面積 (ha)	百分率 (%)	
	残置する森林	24.66	19.4	
	造成する森林・緑地	53.35	42.0	
	調整池	1.82	1.4	
	施設用地等	40.63	32.0	
	道路・水路	6.53	5.2	
	計	126.99	100.0	
林地開発基準 ・災害防止 ・水害防止 ・水の確保 ・環境保全	<p>(1) 災害防止：切土勾配は1:1.4以下で厚層基材吹付等の法面保護工が施工されている。</p> <p>(2) 水害防止：適正な排水施設が施工されている。</p> <p>(3) 水の確保：水質汚濁防止のため沈砂池が設置された。</p> <p>(4) 環境の保全：基準50%を上回る61.4%の残置森林・造成森林等が確保されている。</p> <p>以上より、林地開発基準を満たす防災措置等が講じられていることから適正である。</p>			
関係法令	都市計画法・採石法			
備考	<p>協議同意日：平成11年6月25日（土石の採取）</p> <p>変更協議同意日：平成18年10月16日（多目的公園の造成）</p> <p>工事完了日：平成25年3月31日</p> <p>完了確認日：平成25年7月4日</p>			